

43201

熊本県

熊本市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地促進 条例	H10.12 H29.4 改正	<p>【製造・物流関連産業支援】</p> <p>対象者</p> <p>熊本市内に事業所を新設・増設する企業（賃借の場合、製造業以外の業種は、業歴3年以上が対象）</p> <p>○施設 工場、研究開発施設、物流センター（敷地面積 3,000 m²以上）</p> <p>○業種 製造業、道路貨物運送業、梱包業、倉庫業</p> <p>条 件</p> <p>○常用従業員の増加 5人（中小企業者以外は 10人）以上</p> <p>○投下固定資産取得額 ・研究開発施設 1,000 万円（中小企業者以外は 2,000 万円）以上 ・研究開発施設以外 5,000 万円（中小企業者以外は 1億円）以上</p>	<p>1.用地取得等補助金</p> <p>○土地取得費の 15%（★10%）</p> <p>○賃料（土地・建物）の 1/2（★1/3）の 12 ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く （限度額） 賃借の場合 2,000 万円（★1,000 万円）</p> <p>2.設備投資補助金</p> <p>投下固定資産（建物、償却資産）取得額の 7～10%（★4～5%） ※投下固定資産取得額の合計が以下の金額以上の場合のみ交付</p> <p>・研究開発施設 5,000 万円（中小企業者以外は 1億円）</p> <p>・研究開発施設以外 1億円（中小企業者以外は 3 億円）</p> <p>3.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員 1人につき</p> <p>○正社員 80 万円</p> <p>○転換正社員 40 万円</p> <p>正社員、転換正社員の合計が 20 人以上の場合は +20 万円</p> <p>○正社員以外 10 万円 （2、3 合計の限度額）</p> <p>①投下固定資産取得額が 10 億円以下または常用従業員増加数が 20 人以下 1億円</p> <p>②投下固定資産取得額が 10 億円超かつ常用従業員増加数が 21 人以上 2億円</p> <p>③投下固定資産取得額が 20 億円超かつ常用従業員増加数が 51 人 5億円</p> <p>④投下固定資産取得額が 50 億円超かつ常用従業員増加数が 101 人以上 なし</p> <p>※★補助対象正社員数が 5人未満の場合</p>

<p>企業立地促進 条例</p>	<p>H10.12 H29.4 改正</p>	<p>【情報通信関連産業支援】 熊本市内に事業所を新設・増設する企業(賃借の場合、業歴3年以上が対象)</p> <p>対象者 ○施設 コールセンター、事務センター、事務所 ○業種 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット 付随サービス業、デザイン業、コンテンツ事業、機械設計業、商品・非破壊検査業</p> <p>条 件 ○常用従業員の増加 ①事務センター、情報処理・提供サービス業 30人以上(増設の場合20人以上) ②コールセンター 50人以上(増設の場合20人以上) ③上記以外 5人以上(増設の場合も5人以上) ○本市内の対象施設における床面積の増加(賃借の場合)</p>	<p>1.用地取得等補助金 ・土地取得費の15%(★10%) ・賃料(土地・建物)の1/2(★1/3)の36ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く ※賃料分の補助金の支払いは、12ヶ月分×3回(限度額) 6,000万円(年間2,000万円) (★3,000万円(年間1,000万円))</p> <p>2.設備投資補助金 投下固定資産(建物、償却資産)取得額の9~10%(★4~5%) ※投下固定資産取得額の合計が1億円(中小企業者以外は3億円)以上の場合で、建物建設又は取得する場合に限る。</p> <p>3.雇用促進補助金 新規等常用従業員1人につき ○正社員 80万円/年 ○転換正社員 40万円/年 正社員、転換正社員の合計が20人以上の場合は+20万円 ○正社員以外 10万円/年 ※3年間適用。2年目、3年目は、前年からの増加分について交付。</p> <p>4.クラウドサービス支援補助金 クラウドサービス利用に係る経費の1/3を36ヶ月分。 ※トータル経費が300万円未満の場合は対象外(限度額) 1,000万円 ※★補助対象正社員数が5人未満の場合</p>
<p>企業立地促進 条例</p>	<p>H10.12 H29.4 改正</p>	<p>【本社機能移転支援】 熊本市内に事業所を新設・増設する企業(賃借の場合、業歴3年以上が対象)</p> <p>対象者 ○施設 事務所(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、</p>	<p>1.用地取得等補助金 ・土地取得費の15%(★10%) ・賃料(土地・建物)の1/2(★1/3)の36ヶ月分 ※敷金、共益費等を除く ※賃料分の補助金の支払いは、12ヶ月分×3回(限度額) 6,000万円(年間2,000万円) (★3,000万円(年間1,000万円))</p>

		<p>国際事業部門、その他管理業務部門)研究所、研修所</p> <p>○事業</p> <p>本社機能の移転又は拡充を主要内容とする事業</p> <p>条件</p> <p>○常用従業員の増加</p> <p>①移転型 5人(中小企業者以外は10人)以上</p> <p>②拡充型 20人以上</p> <p>○投下固定資産取得額</p> <p>1,000万円(中小企業者以外は2,000万円)以上</p> <p>移転型:市内に本社又は本店所在地を有しない法人が上記施設を移転する場合</p> <p>拡充型:市内に本社又は本店所在地を有する法人が上記施設を拡充する場合</p>	<p>2.設備投資補助金</p> <p>投下固定資産(建物、償却資産)取得額の移転型 15%(★4~5%)、拡充型 4~5%(★4~5%)</p> <p>※投下固定資産取得額の合計が1億円(中小企業者以外は3億円)以上の場合のみ交付。</p> <p>3.雇用促進補助金</p> <p>新規等常用従業員1人につき</p> <p>○正社員</p> <p>移転型:100万円/年</p> <p>拡充型:80万円/年</p> <p>○転換正社員</p> <p>移転型:60万円/年</p> <p>拡充型:40万円/年</p> <p>移転型、拡充型ともに、正社員、転換正社員の合計が20人以上の場合は+20万円</p> <p>○正社員以外</p> <p>移転型:10万円/年</p> <p>拡充型:10万円/年</p> <p>※3年間適用。2年目、3年目は、前年からの増加分について交付。</p> <p>4.クラウドサービス支援補助金</p> <p>クラウドサービス利用に係る経費の1/3を36ヶ月分。</p> <p>※トータル経費が300万円未満の場合は対象外(限度額)</p> <p>1,000万円</p> <p>※★補助対象正社員数が5人未満の場合</p>
<p>熊本市マーケティングリサーチ促進事業補助金</p>	<p>R2.10</p> <p>R6.4 改正</p>	<p>要件</p> <p>三大都市圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、静岡県)に本社を置く企業</p> <p>※熊本市に事業所を有しないこと。</p> <p>対象者</p> <p>○本社機能の移転を検討する企業</p>	<p>(補助額)</p> <p>首都圏からお越しの場合 35,000円/人</p> <p>中部圏・関西圏からお越しの場合 25,000円/人</p> <p>(その他)</p> <p>・1企業につき1回限り、最大2名分</p> <p>・熊本市企業立地促進条例に規定する補助金の指定申請を行っている場合は対象外</p>

		<p>○下記業種等を営む企業 製造業、道路貨物運送業、こ ん包業、倉庫業、ソフトウェア 業、デザイン業、情報処理・提 供サービス業、インターネット 附随サービス業、機械設計 業、商品・非破壊検査業、コン テンツ事業</p> <p>対象事業 本市への立地の検討に係る 視察事業</p>	
--	--	---	--

詳しくはこちら「[熊本市企業立地ガイド / 熊本市公式サイト](#)」

43202

熊本県

八代市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外) 1 億円以上	(中小企業) 2人以上 (中小企業以外) 5人以上 又は 事業所の労働生産性が年平均3%以上向上するもの	課税減免	固定資産税	5年間 (100%3年 + 50%2年)
【八代市企業振興促進条例適用事業所の指定】及び 【地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画を熊本県知事へ提出し、承認を受けた事業】 (中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外) 1 億円以上		課税免除	固定資産税	5年間 (100%5年)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業振興促進条例	H17.8	【対象事業所】 ① 製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業 ② ①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③ 不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地協定済みに限る) ○投下固定資産総額 (中小企業) 2,000 万円以上 (中小企業以外)	①事業所等建設補助金 (1)投下固定資産総額1億円以上 ・新規雇用 10 人未満 投下固定資産総額(土地代除く)×1% ・新規雇用 10 人以上～40 人未満 投下固定資産総額(土地代除く)×2% ・新規雇用 40 人以上 投下固定資産総額(土地代除く)×3% (2)投下固定資産総額 20 億円以上かつ新規雇用 100 人以上の製造業で市長が認めるもの ・投下固定資産総額(土地代除く、操業開始から3年以内の分)×5%

		<p>1 億円以上</p> <p>○増加市民雇用数 (中小企業)</p> <p>2人以上 (中小企業以外)</p> <p>5人以上</p>	<p>②用地取得等補助金</p> <p>(1)投下固定資産総額が1億円以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得価格の 30/100 <p>(2) 事業所等を賃借する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料の 1/2(1年間、敷金を除く) <hr/> <p>③雇用奨励金</p> <p>(1) 操業開始時の増加市民雇用数と操業開始 1 年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数(以下この号において「1 年目の対象市民雇用数」という。) 次に掲げる額を合計した額</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 1 年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者に係るものに 30 万円を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 1 年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者以外の者に係るものに 20 万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 操業開始時の増加市民雇用数と操業開始 2 年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数(以下この号において「2年目の対象市民雇用数」という。) 次に掲げる額を合計した額</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 2年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者に係るものに 20 万円を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 2 年目の対象市民雇用数のうち常時正社員として雇用された者以外の者であつて操業開始の日から 2 年を経過する日において正社員として雇用されているものに係るものに 10 万円を乗じて得た額</p> <hr/> <p>【①②③の限度額】</p> <p>(1)投下固定資産総額1億円未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 10 人未満 5,000 万円 <p>(2)投下固定資産総額1億円以上</p>
--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者 10 人未満 1億円 ・新規雇用者 10 人以上 40 人未満 2億円 ・新規雇用者 40 人以上 3億円 (3)投下固定資産総額 20 億円以上 ・新規雇用者 100 人以上 6億円
八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	H28.4 R5.3 一部改正	<p>【対象事業所】</p> <p>ア 日本標準産業分類に掲げる情報通信業</p> <p>イ コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター又はファイナンスセンターの施設を設置して行う事業(複数の県の区域に係る業務を処理するものに限る)</p> <p>ウ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 2 条第1項に規定するコンテンツに該当する映画、音楽、漫画アニメーション及びコンピュータゲームの制作を行う事業</p> <p>○投下固定資産額 100 万円以上</p> <p>○新規市民雇用者数 3名以上</p>	<p>① 設備投資補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設までに要した投下固定資産×1/3 ※上限 1,000 万円 <p>②事業所賃借料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間賃借料×1/2(3年間) ※上限 月額賃借料 1 坪あたり 5,000 円 <p>③専用通信回線等利用料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間使用料×1/2(3年間) ※年間上限 200 万円 <p>④雇用促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用 :1人×30 万円 ・非正規雇用:1人×15 万円 <p>※毎年の純増市民雇用数に応じて最大3年間交付</p>

43203

熊本県

人吉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
新增設:2,000万円超	新設:5人以上	課税免除 及び減免	固定資産税 都市計画税	新設:5年間 (1~3年目:100%) (4~5年目:50%)
	増設:3人以上			増設:3年間 (1~3年目:50%)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
人吉市企業 立地促進条 例	H18.9 R2.12 一部改正	【雇用奨励金(操業開始後3年間)】 新增設: 投下固定資産額 2,000万円超 新規雇用者数 新設 5人以上 増設 3人以上	【雇用奨励金(操業開始後3年間)】 1人当たり 20万円(市有地取得時の上限額 3,000万円、市有地以外取得時の上限額 1,000万円) ※ただし、市内在住者に限る。
		【工場等建設補助金】 ①市有地取得の場合	【工場等建設補助金】 新設:土地取得額の30%(限度額1億円) ※投下固定資産額 1億円超 増設:土地取得額の15%(限度額5,000万円) ※投下固定資産額 3,000万円超
		②市有地以外の取得の場合	新設:土地取得額の15%(限度額5,000万円) ※投下固定資産額 1億円超 増設:土地取得額の5%(限度額500万円) ※投下固定資産額 3,000万円超
		③リースの場合(1年目のみ)	12ヶ月の賃料の50%(限度額1,000万円)

<p>人吉市産業 支援サービス 業等立地促 進補助金</p>	<p>H30.9</p>	<p>【業種要件】 インターネット付随サービス業 情報サービス業 機械修理業 電気機械器具修理業 機械設計業 商品・非破壊検査業 コンテンツ産業 ※その他 複数の都道府県の区域に係る業務を 処理するために設置される支店、支社、コールセ ンター、データ入力センター、事務オペレーション センター、ファイナンスセンター等</p> <p>【交付要件】 新規雇用者5人以上(市民)</p>	<p>【投資補助】 投下固定資産額及び投下リース資産額の 合計に1/3を乗じて得た額(上限1,000万 円) ※1回限り</p> <p>【雇用補助】 年間の新規雇用者 正社員に20万円、非 正規社員に10万円乗じて得た額 ※操業から3年間 ※過疎及び半島地域に立地する場合、新 規雇用者分の算定は助成金の5割増。</p>
--	--------------	--	--

43204

熊本県

荒尾市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業促進法に規定する促進区域内に設置する施設 10,000 超 (農林漁業及びその関連業種は 5,000 超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
荒尾市いきいき産業 立地促進条例	H6.9	1. 業種 製造業、物流施設関連業、情報通信関連業、 研究開発業に係る事業の新増設 2. 投下固定資産総額 ○製造業、物流施設関連業 新設 1億円以上(用地取得費含む) 増設 5,000 万円以上(〃) ○情報通信関連業 新設・増設 1千万円以上(用地取得費含む) ○研究開発業 新設・増設 3千万円以上(用地取得費含む) 3. 増加雇用者 ○製造業、物流施設関連業 新設 5人以上 増設 3人以上 ○情報通信関連業、研究開発業 新設・増設 3人以上	工場等用地取得費補助金 ○2,000 m ² 以上の土地を取得した際に、取得費の 25%を補助 ○1億 3,000 万円限度
	R5.6 改正		投下固定資産取得費補助金 ○製造業 ・投下固定資産額(土地除く)×6% ・雇用促進補助金と合算で 1億 5千万円上限 ○物流施設関連業 ・投下固定資産額(土地除く)×6% ・雇用促進補助金と合算で 1億円上限 ○情報通信関連業 ・投下固定資産額(土地除く)× 10% ・年間賃貸額×50%(4年間) ・年間通信費×50%(4年間) ・雇用促進補助金と合算で 3千万円上限 ○研究開発業 ・投下固定資産額(土地除く)× 10%

			<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進補助金と合算で 5千万円上限
			<p>雇用促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する新規雇用者 1人当たり30万円 (非正規社員は15万円) ○製造業、物流施設関連業 3千万円上限 ○情報通信関連業、研究開発業 1千万円上限
荒尾市工業団地土地賃貸制度	H17.3	<p>荒尾産業団地に立地する製造業等の企業で、以下の条件を満たす場合、用地を賃貸(事業用借地権設定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投下固定資産総額 5,000万円以上 2. 増加雇用者 5人以上 3. その他 リース契約後、1年以内に工場等の建設に着手すること 	<p>土地リース制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リース料: 当初3年間固定資産税相当額 4年目以降固定資産評価額の4%
荒尾市温浴・宿泊施設の誘致に関する条例	R5.6	<ul style="list-style-type: none"> ○対象施設 南新地土地区画整理事業地内に新設する次の施設 温浴施設 宿泊施設 ○対象要件 <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額(土地取得費を除く。) 1億円以上 ・新規雇用者 5人以上 	<p>投下固定資産取得費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額(土地取得費を除く。)×10% ○5,000万円限度 <p>雇用促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内に住所を有する新規雇用者 1人当たり30万円 (非正規社員は15万円) ○1,500万円限度

43205

熊本県

水俣市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	1,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
水俣市企業立地条例	H14.6	<p>○以下のいずれにも該当する者</p> <p>①工場、健康保養施設及び観光施設等(※工場等)の新設又は増設を行う者</p> <p>②投下固定資産額が1千万円以上の新設、又は増設(ただし、常用従業員を減ずる場合を除く)</p> <p>※工場等</p> <p>① 物品の製造、加工、組立、再生、修理、保管、検査及び研究を行う施設並びにソフトウェア等の設計、開発等を行う施設</p> <p>② 健康、保養等を目的とした健康保養施設</p> <p>③ 観光のための娯楽、宿泊等を目的とした施設</p> <p>④ 情報処理サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、梱送業、卸売業、配送センター業、環境リサイクル産業、バイオテクノロジー、新エネルギー(常に人員の配置を必要とする施設に限る)関連施設</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1年以上引き続いて常時雇用する従業員1人当たり10万円を乗じて得た額</p> <p>(300万円を限度とし、1年限り)</p>
水俣市誘致企業立地促進補助金	H12.9	<p>○以下のいずれにも該当する者</p> <p>①工場等に供する新たな用地を購入した者若しくは賃借した者で誘致企業として立地協定を締結したものの</p> <p>②工場等を設置するために要する費用のうち、用地、建物その他有形償却資産の取得に要する費用が1億円以上(中小企業5,000万円以上)</p> <p>③新規地元雇用者の数が、操業開始時に10人以上(中小企業は5人以上)</p>	<p>補助金</p> <p>○用地購入価格又は建物等整備費の1/3</p> <p>(限度額5,000万円、新規地元雇用者の数が10人未満の企業にあつては、2,500万円)</p>

詳しくはこちら「[地場企業支援・企業誘致](#)」

43206

熊本県

玉名市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○地域経済牽引計画に基づく工場等の新增設 2億円超(土地を除く) ※農林漁業関連業種の場合は 5,000 万円超 (土地を除く)	新設:新規雇用5人以上(【対象施設が下表の②④⑧の場合は3人以上】) 増設:新規雇用3人以上(【対象施設が下表の②④⑧の場合は1人以上】) 移設:移設前の従業員数以上を維持	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玉名市企業立地促進条例	H31.3	○対象施設 ①製造業施設 ②情報サービス業施設 ③運送業等施設 ④試験研究施設 ⑤宿泊業施設 ⑥公衆浴場施設 ⑦研修施設 ⑧コールセンター施設 ⑨観光施設 ○対象要件 ・新設:投下固定資産総額(土地を除く)が5,000 万円以上【対象施設が②④⑧の場合は 1,000 万円以上】	[設置奨励金] ○固定資産税額に下記の率を乗じた額を補助 ・新設・移設:初年度 100/100 2年度 80/100 3年度 60/100 ・増設:初年度 50/100 2年度 40/100 3年度 30/100 ※当該新增設について、上記の固定資産税課税免除の優遇措置を受けていない場合に限る ○限度額なしで、当該新設等につき1回限り

		<p>で、新規雇用5人以上【対象施設が②④⑧の場合は3人以上】</p> <p>・増設:投下固定資産総額(土地を除く)が2,000万円以上【対象施設が②④⑧の場合は500万円以上】</p> <p>で、新規雇用3人以上【対象施設が②④⑧の場合は1人以上】</p> <p>・移設:投下固定資産総額(土地を除く)が5,000万円以上【対象施設が②④⑧の場合は1,000万円以上】</p> <p>で、移設前の従業員数以上を維持</p>	<p>[雇用奨励金]</p> <p>○1年以上引き続き常時雇用する市内居住の新規雇用従業員に下記区分ごとの額を乗じた額を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規従業員(新規雇用) 50万円 ・正規従業員(配置転換) 30万円 ・非正規従業員 10万円 <p>○限度額なしで当該新設等につき1回限り</p> <p>○障がい者または女性を雇用した場合は上記額にそれぞれ10万円加算</p>
			<p>[用地取得奨励金]</p> <p>○事業所等の新設等のために取得した土地の取得価格の30%(1,000円未満切り捨て)を補助</p> <p>○限度額2億円で、当該新設等につき1回限り</p> <p>○市が指定する条件に適合した場合は、上記率を最大50%に変更</p>
			<p>[大型企業誘致促進奨励金]</p> <p>○投下固定資産総額(土地を除く)の5%(1,000円未満切り捨て)を補助</p> <p>○限度額5億円で、当該企業につき1回限り</p> <p>※当該新設又は移設に係る事業所等が工場立地法における特定工場に該当する企業に限る</p>
			<p>[オフィス賃貸料補助金]</p> <p>○賃貸借契約により新設又は移設した事業所等の賃貸料の50%(1,000円未満切り捨て)を3年間補助</p> <p>○各年度限度額100万円で当該新設等につき1回限り</p> <p>○当該新設等に係る事業所が②又は⑧に該当する場合に限る</p>
			<p>[通信回線使用料補助金]</p> <p>○賃貸借契約により新設又は移設した事業所等において使用する通信回線</p>

			<p>使用料の 50% (1,000 円未満切り捨て) を3年間補助</p> <p>○各年度限度額 100 万円で当該新設等につき1回限り</p> <p>○当該新設等に係る事業所が②又は⑧に該当する場合に限る</p>
			<p>[合併処理浄化槽設置補助金]</p> <p>○合併処理浄化槽未整備地区に新設又は移設した事業所等において使用する合併処理上可能の設置費用の3分の2 (1,000 円未満切り捨て) を補助</p> <p>○限度額 1,000 万円で当該新設等につき1回限り</p>

43208

熊本県

山鹿市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産総額			
①新規設(過疎地域) 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業、情報サービス業等 資本金に応じ 500 万円以上 ②新規設(促進区域) 地域経済牽引事業計画の熊本県の承認を受けた事業 1 億円超(農林漁業および関連業種は 5,000 万円超)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山鹿市工場等設置 奨励条例	H17.1 R5.3 一部改正	③産業導入地区等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 取得価格 3,000 万円超	工場等設置奨励金 固定資産税額支払額 3年間 100%
		④市全域(上記①～③適用以外) 製造業、ソフトウェア業、インターネット附随サービス業その他類する業で市長が認める業の用に供する施設、情報処理サービス業、試験研究施設、総合保養地域整備法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する施設、観光振興に資する施設等で市長が適当と認めるもの ・新設の場合、投下固定資産総額が 5,000 万円超 ・増設の場合、投下固定資産総額が 3,000 万円超	工場等設置奨励金 固定資産税額支払額 3年間 ・1年目 100% ・2年目 80% ・3年目 60%
		⑤上記①～④のいずれか適用の場合 山鹿市に住所を有する者を新たに雇用し、操業開始日から 1 年以上常時雇用	雇用奨励金 1 人当たり 30 万円(1 回限り)
		⑥上記①～④のいずれか適用の場合	用地取得奨励金

		山鹿市内で新たな土地を取得(取得後 1 年以内に家屋の建設着手に限る)	<ul style="list-style-type: none">・市有財産 土地取得価格の 50%・市有財産以外 土地取得価格の 30% (限度額 5 千万円)
--	--	-------------------------------------	---

43210

熊本県

菊池市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造等に係る施設(家屋、構築物、土地) 10,000	—	課税免除	固定資産税(家屋、構築物、土地)	3箇年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
菊池市企業誘致促進補助金	H27.12	【新設】 ○用地取得面積1ha 以上、 投下固定資産総額2億円以上、 (土地に係るものは含まない) 新規雇用者 10 人以上の工場等 【増設・移設】 ○用地取得面積 0.5ha 以上、 投下固定資産総額1億円以上、 (土地に係るものは含まない) 新規雇用者 10 人以上の工場等	用地取得補助金 ○取得価格の 30%(限度額2億円)
	R4.6		雇用促進補助金 ○1年以上の雇用の場合であって市内在住、 1人当たり 30 万円(限度額 600 万円)
	一部改正		

43211

熊本県

宇土市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3億円以上	5人以上	課税免除 1～3年度目 100% 4～6年度目 50%	固定資産税	6年間
新增設 (資本金) 1,000 万円以下の企業 500 万円以上 1,000 万円超 5,000 万円以下の企業 1,000 万円以上 5,000 万円以上の企業 2,000 万円以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 1億円以上 農林漁業関連業種は 5,000 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇土市企業振興 促進条例	H4.4	適用施設等の指定を受けた施設 (法適用以外のもの) 新增設 2,000 万円以上 情報サービス事業は 1,000 万円以上 新規雇用者 新設5人以上 増設3人以上	企業立地奨励金 ○固定資産税額を基準として交付 初年度 75/100 2年度 50/100 3年度 25/100
		適用施設等の指定を受けた施設で、市内に 住所を有し、1年以上雇用されている者	雇用促進奨励金 ○新規雇用者1人当たり 30 万円(限度額 1,000 万円)1回限り
		適用施設等の指定を受けた施設のうち情報サ ービス事業のみ	研修経費補助金 ○研修経費の 50%を補助(限度額 100 万 円)
宇土市企業立地 特別奨励金条例	H20.12 R6.4.1 改正	○対象業種 ア、工場(製造業、電気業及びガス業) イ、貨物施設(運輸業、卸売業)	設備投資促進奨励金 ○投下固定資産総額により 3億円以上 10 億円未満 1 億円交付

	<p>ウ、情報サービス事業 エ、旅館業 オ、健康保養施設 カ、職業技術訓練施設</p> <p>適用施設等の指定を受けた施設で、新增設に伴い次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地面積が 2,000 ㎡以上で、施設等指定日から 3 年以内に操業開始すること ○投下固定資産総額 3億円以上 <p>※細かい適用要件があります。具体的案件がありましたら、宇土市商工観光課企業誘致担当までご連絡ください。(電話 0964-27-3328)</p>	<p>10 億円以上 20 億円未満 2 億円交付 20 億円以上 3 億円交付</p> <p>賃借奨励金</p> <p>○用地の賃借経費(敷金、権利金などの諸経費を除く)の 2 分の1(月額 20 万円上限)相当額を36ヵ月分交付</p>
--	--	--

詳しくは[こちら](#)

43212

熊本県

上天草市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(上天草市全域) 取得価格500万円以上 ※資本金規模により変動します		課税免除	・家屋 ・償却資産 ・当該家屋の敷地である土地	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上天草市企業立地促進及び雇用促進条例	H21.6	<p>A. 特定推奨分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業・水産養殖業 ・自然科学研究所・クリーンエネルギー関連機器製造業 <p>○投下固定資産総額 500 万円以上かつ 新規雇用3人以上</p> <p>B. 推奨分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A特定推奨分野・製造業(A以外) ・旅館業・倉庫業・こん包業 ・卸売業・ソフトウェア業 ・道路貨物運送業・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・水運業・医療・福祉 <p>○投下固定資産総額 3,000 万円以上かつ新規 雇用5人以上</p> <p>C. 大型投資・雇用分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A及びBに掲げる産業 <p>○投下固定資産総額 10 億円以上かつ 新規雇用 10 人以上</p>	<p>土地造成助成(1/10)</p> <p>用地取得価格(1/10)</p> <p>建物償却資産取得助成(課税額の 1/4、または課税免除)</p> <p>賃借助成(3/10 または 5/10)</p> <p>新規雇用奨励金(20 万円/人)</p> <p>人材育成研修助成(1/2)</p> <p>地域貢献助成(1/2)</p> <p>合計の限度額 A分野:100 万円 B分野:500 万円 C分野:3,000 万円</p>

43213

熊本県

宇城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域(三角町、豊野町) 取得価格500万円以上 ※資本金規模により変動します		課税免除	・家屋 ・償却資産 ・当該家屋の敷地である土地	3年間
半島地域(三角町、不知火町) 取得価格500万円以上 ※資本金規模により変動します		不均一課税	・家屋 ・償却資産 ・当該家屋の敷地である土地	初年度 1/10 課税 2年度 1/4 課税 3年度 1/2 課税
承認地域経済牽引事業者 (地域未来投資促進法) 1億円以上		課税免除	・対象施設の用に供する家屋 ・構築物 ・上記の敷地である土地	3年間
旅館業法に規定する旅館・ホテル営業(宿泊施設)かつ宇城市企業振興促進条例にて規定する適用施設等として指定を受けた事業者 3億円以上		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇城市企業振興促進条例	H20.9 R6.1.1 改正	①研究開発施設及びその附帯設備 投下固定資産 5,000 万円以上	【設備投資補助金】 投下固定資産額×2%(宿泊施設は最大 5%) (限度 20,000 万円)
		②物流施設及びその附帯設備 投下固定資産額 1 億円以上	【用地取得補助金】 取得価格×30%(限度 5,000 万円)
		③工場又はその他事業の用に供する施設及びその附帯設備 投下固定資産額 3 億円以上	

宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金	R6.4 毎年度制定	【業種要件】 インターネット付随サービス業 情報サービス業 コールセンター業 コンテンツ産業 【交付要件】 ①投下固定資産額と投下リース資産額の合計が100万円以上 ②新規雇用者3人以上(市民)	【投資補助】 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に1/3を乗じて得た額(上限200万円) ※1回限り
			【賃借料補助】 事業所の月の賃借額に1/2を乗じて得た額(1ヶ月上限10万円)※操業から3年間
			【雇用補助】 年間の新規雇用者数に10万円を乗じて得た額(1年間上限100万円)※操業から3年間 ※過疎及び半島地域に立地する場合、新規雇用者分の算定は助成金の5割増。

43214

熊本県

阿蘇市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 5,000 ※1	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 ※2	—			

※1 地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に定める施設(農林漁業及び関連業種)

※2 地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令第 2 条に定める施設(農林漁業及び関連業種以外)

注) 地域未来投資促進法第 13 条の規定に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けなければならない。

43215

熊本県

天草市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 2,000	10	課税免除	固定資産税	3年間
増設 1,000	5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天草市企業立地促進条例	H19.3	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 ○情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設 ○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 <p>【投下固定資産額】5,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>工場等建設補助金</p> <p>○投下固定資産総額×5%(限度額5,000 万円)</p> <p>用地取得補助金</p> <p>○用地取得費×30%(限度額1億円)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 ○情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設 ○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設 <p>【投下固定資産額】</p> <p>新設 2,000 万円以上</p> <p>増設 1,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○1年以上雇用の場合1人当たり正規雇用者が 50 万円、短時間労働者が 30 万円(限度額 3,000 万円)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○機械等修理業 ○ソフトウェア業 	<p>土地建物賃借補助金</p> <p>○操業開始から3年以内の土地建物賃借料の 50%(1年間の上限 150 万円)</p>

		<p>○情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設</p> <p>○旅館業(下宿営業を除く)の用に供する施設</p> <p>【投下固定資産額】</p> <p>新設 2,000 万円以上</p> <p>増設 1,000 万円以上</p> <p>【雇用従業員】(常時雇用・市内居住)</p> <p>新設 雇用 10 人以上</p> <p>増設 雇用5人以上</p>	<p>ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く</p>
<p>サテライトオフィス推進事業補助金</p>	<p>H29.4.1 R2.4 一部改正</p>	<p>市外に本社機能を有する企業であって、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始したものとする。</p> <p>※対象業種は天草市企業立地促進条例に準ずる。</p>	<p>①オフィス改修費・備品費(1/2、上限100万円)※1回限り</p> <p>※御所浦地域は2/3、上限150万円</p> <p>②オフィス賃借料(1/2、上限90万円)</p> <p>※操業開始から1年間(操業開始日から3年経過する日までに1名以上雇用した場合は、3年間)</p> <p>③雇用奨励金 一人当たり20万円</p> <p>※操業開始から3年間で新たに一人以上雇用した場合</p> <p>④インターネット回線引き込み工事費(定額、上限10万円)</p>

43216

熊本県

合志市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
設備投資額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000	5(研究開発施設にあっては3)	不均一課税 (25%減免)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
合志市工場等立地促進に関する条例	H18.9	<p>新設または増設に供する工場等用地の取得面積 0.4ha 以上かつ用地取得費を除く投下固定資産総額3億円以上、新規雇用者数 5 人以上(開発等研究施設は 3 人以上)</p> <p>【対象工場】 製造業、開発等研究施設</p>	<p>【工場等用地取得補助金】 補助率:工場等用地の取得価格の 20%以内 限度額:2億円</p> <p>【施設整備補助金】 補助率:土地を除く固定資産税額の 25%以内 限度額:5,000 万円/年(3年間)</p> <p>【雇用促進補助金】 補助額:新規雇用者1人あたり 30 万円(1 年以上常時雇用され、市内に居住する者) 限度額:300 万円</p>

43348

熊本県

美里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美里町企業立地促進条例	H27.12	<p>○施設等(同条例で定める施設)を新設する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額が2,000万円超 ・新規雇用者数が5人以上 <p>○施設等(同条例で定める施設)を増設する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額が1,000万円超 ・新規雇用者数が3人以上 	<p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時正社員として雇用された新規雇用者の人数に50万円を乗じた額 ・常時正社員として雇用された者以外の新規雇用者の人数に25万円を乗じた額 <p>※限度額 総額1,000万円</p> <p>固定資産税の課税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税が課されることとなった年度以降3年度 <p>③企業用地取得奨励金</p> <p>適用施設等が、新たに取得した土地の取得価格のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第341号の規定による家屋の敷地部分に係る土地の取得価格に100分の50を乗じた額(1,000未満は切り捨て)を交付します。 ※上限額:5,000万円</p> <p>○賃借奨励金</p> <p>操業開始日の属する月から起算して36月を経過するまでの期間に要した用地の賃借経費(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く。)の2分の1に相当する額を交付します。</p> <p>※上限額: 月額20万円</p>

43364

熊本県

玉東町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
都道府県知事等から計画の承認を受けた地域経済牽引事業の実施に伴う対象施設を設置した場合		対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地の対して課す固定資産税の課税免除	固定資産税	3年間

43367

熊本県

南関町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500～2,000(資本金額により異なる)	6	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南関町産業振興等奨励金交付に関する条例	H12.3	○町内の特定地域に事業所の新增設を行い以下の要件を満たす企業 ・投下固定資産額 新設5億円以上、増設3億円以上 (中小企業者) 新設3億円以上、増設1億円以上 ・新規従業者 新設 20 人以上、増設 10 人以上 (中小企業者) 新設 10 人以上、増設5人以上	産業振興奨励金 ○固定資産税額(土地を除く)の 1/2 ○限度額 5,000 万円
			用地取得奨励金 ○用地取得額の 1/10 ○限度額 5,000 万円
			設備投資奨励金 ○延べ床面積1㎡当たり 5,000 円 ○限度額 1 億円
			雇用促進奨励金 ○雇用者1人当たり 30 万円 ○限度額 3,000 万円

43368

熊本県

長洲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業を実施する企業等の新設及び増設	5	不均一課税 初年度 80/100 2年度 50/100 3年度 20/100	固定資産税	3年間

〈生産性向上特別措置法に係る税制上の軽減措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
●先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する施設の導入によって労働生産性が年平均 3%以上向上することが見込まれること ●年平均の投資利益率が 5%以上となること見込まれること	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項の規定に基づく中小企業者のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)	1.5%以上賃上げ 課税標準額を 1/2 に軽減 3%以上賃上げ 課税標準額を 1/4 に軽減	固定資産税	3年間 5年間 ※令和 9 年 3 月 31 日までに取得 した設備に限る

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長洲町工場等振興奨励条例	H13.9	○投下固定資産額 新設 1億円以上 増設 5,000 万円以上 (中小企業者) 新設 5,000 万円以上 増設 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 新設 15 人以上、増設 10 人以上 (中小企業者) 新設 10 人以上、増設5人以上 ※一部地域で適用	用地取得奨励金 ○土地取得価格の 20/100 (限度額 1,500 万円) 設備投資奨励金 ○1㎡当たり 1,000 円(ただし投下固定資産総額の 10/100 以内、限度額 1,000 万円) 雇用促進奨励金 ○長洲町在住の新規雇用者で1人当たり各年度 10 万円(3年限度、限度額各年度 500 万)

43369

熊本県

和水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第 1 条第 3 号」に定める設備(※)を有する工場等の新設等した場合 ※取得価額合計が 500 万円以上(資本金 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人は 1,000 万円とし、資本金 1 億円を超である法人は 2,000 万円とする。)	資本金額等が 5,000 万円を超える工場等は、新規雇用者の数が 6 人以上	不均一課税 最初の年度以降の「3か年度」に限り、税率を 1.4%から 0.14%に軽減	固定資産税の範囲内	3年間
情報サービス業、農林水産物等販売業(法律第 23 条に規定するものをいう。)においては、設備投資等の合計が 500 万円以上	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
和水町企業振興補助金交付要綱	H29.4 R7.4 改正	【新設】 ○設備投資総額 1億円以上 ○新規雇用 10人以上	用地取得補助金 ○取得価格×20% (限度額1億円)
		【増設】 ○設備投資総額 5,000万円以上 ○新規雇用	雇用促進補助金 ○操業開始から 1 年以上引き続いて常時雇用される新規雇用者のうち町内に住所を有する者 正社員1人当たり 20 万円×3年間 非正社員1人当たり 10 万円×3年間 (限度額:各年 300 万円)

		5人以上	設備投資補助金 ○投下固定資産(土地を除く)の固定資産税評価額×25% (限度額 5,000 万円)
町産業用地造成補助金	R6.4	<p>対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <p>(1) 造成事業を行い、産業用地とする敷地の面積が 10 アール以上であること。</p> <p>(2) 造成事業後、次に掲げる施設等(以下「施設等」という。)のいずれかに供すること。</p> <p>ア 日本標準産業分類に掲げる製造業、道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業又は情報サービス業</p> <p>イ 総合保養地域整備法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設等のうち町長が適当と認めるもの</p> <p>ウ 次の要件を全て満たす日本標準産業分類に掲げる総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、その他の各種商品小売業、食料品スーパーマーケット及び旅館、ホテルの施設等のうち町長が適当と認めるもの</p> <p>(ア) 国道又は県道に隣接していること。</p> <p>(イ) 造成事業を行う場所から半径 1 キロメートル以内にア又はイの施設等が立地していること。</p> <p>(ウ) 造成事業を行う場所から半径 500 メートル以内に立地しようとする分類と同種の施設等が 1 施設以下であること。</p> <p>エ 町長が産業の振興のために適当と認める施設等</p> <p>(3) 町長が適当と認める地域内に産業用地があること。</p> <p>(4) 開発に当たって担当部局と必要な調整が完了していること。</p>	<p>次の対象経費に係る費用額に対して、20%を補助します。</p> <p><対象経費> 地盤調査、整地・地盤固め、伐採・伐根、地盤改良、土盛・切土・土止、残土の処分</p> <p><補助上限額> 5ha 以上 2億円 3ha 以上5ha 未満 1億円 1ha 以上3ha 未満 6千万円 50a 以上1ha 未満 2千万円 10a 以上 50a 未満 1千万円</p>

43403

熊本県

大津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	不均一課税	固定資産税の範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大津町工場等振興奨励補助金交付要項	H17.7	○3,000 m ² 以上の新規用地取得をし、工場等の新增設で、投下固定資産総額2億円以上、新規雇用者数 10 人以上(研究開発及び情報処理施設は5人以上)	用地取得補助金 ○取得価格の 20% ※2億円限度(土地を取得し、3年以内に建設工事に着手)
			施設整備補助金 ○工場等の投下固定資産税額の 25% (限度額5千万円/年度)
			雇用促進補助金 ○大津町に住所を有する者、1人当たり 30 万円(上限 300 万円)
大津町産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱	R3.10.	○町内に新たに産業支援サービス業等にかかる事業所を開設し操業する以下の要件に該当する事業者 ①投下固定資産額、投下リース資産額の合計額が 100 万円以上 ②新規雇用者を3人以上雇用	投下固定資産額及び投下リース資産額の合計の 10%、上限額 100 万円
			以下の①及び②の合計、上限 100 万円、操業から3年間 ①事業所の月の賃借額(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)の 1/2 ②専用通信回線(クラウド使用料含)の年間使用料の 1/2
			年間の本社等配置正社員数 1 人につき 20 万円及び年間の新規雇用者のうち正職員 1 人につき 10 万円、非正規社員は 1 人につき 5 万円(操業から4年間、1 年間上限 150 万円)

43404

熊本県

菊陽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(工場) 5,000 (開発研究等新設) 5,000	5 3	不均一課税	固定資産税の範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
菊陽町工場等立地促進に関する条例	H18.3	○用地面積 3,000 m ² (開発研究等施設 2,000 m ²)以上、雇用者5名(開発研究等施設3名)以上、土地を除く固定資産の取得額が2億円以上	工場等用地取得費補助金 ○取得価格の25%(限度額2億円)
			施設整備補助金 ○固定資産及び償却資産に課する税額の25%相当額を3ヶ年補助、年間限度額1億円
			雇用促進補助金 ○1年以上雇用の場合1人当たり 30 万円(限度額 3,000 万円)

43423

熊本県

南小国町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000～2,500	3(増設5)	不均一課税 (100分の0.7)	固定資産税	3年間
新增設 2,500	3(増設7)	課税免除	固定資産税	3年間

43428

熊本県

高森町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
i 租税特別措置法の適用を受ける工場等で、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの (1) 製造業又は旅館業 500 万円(資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下の法人は 1,000 万円、1 億円以上の法人は 2,000 万円) (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円 ii 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 2 条に定める施設を有する工場等 ii については、地域未来投資促進法第 13 条の規定に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けなければならない。	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高森町企業誘致奨励条例	S44.12	①投下固定資産額 1,500 万円以上、従業者 40 人以上(ソフトウェア産業等研究開発事業 3 人以上) ②投下固定資産額 500 万円～1,500 万円未満、従業者 20 人以上(ソフトウェア産業等研究開発事業 2 人以上)	奨励金 ①の場合 ・固定資産税相当額 ②の場合 ・固定資産税 2/3 相当額 ○3年間

43432

熊本県

西原村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設又は増設に係る固定資産税(土地に係るものを除く。)の取得額が3,000万円以上かつ、西原村工場等設置奨励条例適用工場の指定を受けた工場	—	課税免除又は不均一課税	固定資産税	3年間

43433

熊本県

南阿蘇村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南阿蘇村サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱	R3.12.	<p>○村内に村有施設等に事業所を開設し、操業を行う者で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>①村内に住所を有する従業員を1人以上、雇用する者</p> <p>②国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がない者</p>	<p>雇用補助</p> <p>○常時雇用従業員1人につき、10万円とし、村内に住所を有する者を新たに雇用した場合は、1人につき30万円とし、常時雇用従業員のうち村内に転入した場合は、1人につき50万円とする。</p> <p>※200万円限度・同一事業者への補助金の交付は1回限り</p>
			<p>新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用</p> <p>○補助対象経費(改修費及び通信回線整備費)の2分の1に相当する額以内とする。</p> <p>※200万円限度・同一事業者への補助金の交付は1回限り</p>

43441

熊本県

御船町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
御船町企業立地促進条例	H20.9 R4.10.1 改正	<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得(賃借を含む)の面積が3,000㎡以上 ○投下固定資産総額及び賃借資産(取得または賃借した家屋と償却資産。土地は除く。)が2億円以上(都市計画区域外は1億円以上) ○新規雇用者数 10 人以上(都市計画区域外は5人以上)、増設の場合は5人以上 ○公害発生に関する法令等に違反しないこと 	<p>【企業立地促進補助金】</p> <p>①用地取得費補助金 用地取得額×10%≦上限1億円 ※事業用の土地で、土地取得後1年以内に建設工事に着手</p> <p>②施設整備補助金 投下固定資産総額×5%≦上限1,000万円 ※事業用に取得または賃借した土地に建物を建設</p> <p>③施設等リース補助金 操業開始後1年分の賃借経費×50%≦上限1,000万円 ※土地又は建物の賃借後1年以内に操業、賃借経費には敷金や権利金を除く ※①と②に該当する場合は対象外</p> <p>【雇用奨励金】</p> <p>○30万円×新規地元雇用者≦上限600万円 ※操業開始の1年前から操業開始の1年後までの2年間に雇用した新規地元雇用者(町内在住の従業員)に限る ※パートやアルバイトは正社員と同等の雇用契約(雇用保険)であれば対象。 派遣社員は対象外。</p>

43443

熊本県

嘉島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【対象事業】町内に工場等を新設又は増設する承認地域経済牽引事業 【設備投資の額】新・増設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得金額が、1億円を超えること。(農林水産関連業種については、5,000万円)		不均一課税	固定資産税標準税率×1/10	3年間

43443

熊本県

益城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
熊本県から承認された地域経済牽引事業促進法における地域経済牽引事業計画に基づき、重点促進区域内に設置した者		免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
益城町企業立地奨励金交付要綱	R3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、卸売業、小売業、その他 ・立地企業もしくは立地支援企業 <p>(1)用地取得奨励金 3,000 m²以上の土地取得 (研究施設 2,000 m²以上)</p> <p>(2)設備投資奨励金 投下固定資産額 2 億円以上</p> <p>(3)雇用促進奨励金 (1)または(2)のいずれかに該当 町内在住者の新規雇用から1年以上経過</p>	<p>(1)用地取得額×10%以内 (上限2億円)</p> <p>(2)固定資産税額×25%×3年間 (上限 5,000 万円/年)</p> <p>(3)正社員雇用者数×50 万円 非正規雇用者数×25 万円 (上限 5,000 万円)</p>
益城町産業支援サービス業等立地促進補助金交付要綱	R3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア、情報処理・提供サービス、インターネット付随サービス、デザイン業、コンテンツ事業、機械設計業、商品・非破壊検査業、コールセンター業 <p>投資額:建物・設備 100 万円以上 新規雇用:町内在住者3人以上 ※投資額・新規雇用のどちらも満たしていることが必要</p>	<p>設備投資補助:投下固定資産額の 1/3 (上限 100 万円)</p> <p>雇用補助:正社員雇用者数×20 万円 非正規雇用者数×10 万円 (上限 200 万円/年、3年間)</p> <p>賃料補助、専用通信回線・クラウドサービス: 事業所の賃借額および専用通信回線使用料、クラウドサービス利用料の 1/2 (上限 100 万円、4年間)</p>

企業誘致 HP: <https://mashiki-kigyoyuuchi.jp/>

43444

熊本県

甲佐町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設又は改修等 ①過疎法該当(製造・旅館業・農林水産物等販売業、情報サービス業等) 500～(資本金額により変動)	5	不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間
地域未来投資法該当 県地域未来投資促進基本計画に記載する分野の事業者として、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 (農林漁業関連業種) 5,000 (上記以外) 10,000		不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間
上記以外(甲佐町企業立地促進条例該当) (道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業 (貨物運送取扱業、こん包業)、卸売業、小売業)5,000 (研究開発業(セミコンダクタ関連、モビリティ関連、新エネルギー関連、食品バイオ関連、IT・コンテンツ関連))1,000 (その他、町長が必要と認める事業)10,000	5 3 10	不均一課税	固定資産税 の範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲佐町企業立地促進条例	R4.6 制定	左記条例により、新設又は改修等を行う工場等が「適用工場」として町長から認められること。	【甲佐町企業用地取得奨励金】 新たに取得した土地の取得価格のうち、家屋の敷地部分にかかる土地取得価格×1/2 を奨励金として交付 (上限 5,000 万円)

43447

熊本県

山都町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

43468

熊本県

氷川町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
氷川町企業立地促進条例	H30.4	<p>○以下①～③のすべての条件を満たす者</p> <p>①対象工場等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、情報通信業、運輸業、卸売業の施設(日本標準産業分類に規定) ・学術、開発、検査、研究機関等の施設 <p>②投下固定資産総額</p> <p> 新增設の投下固定資産総額が 1,000 万円を超えるもの</p> <p>③新規雇用者</p> <p> 操業開始から引き続き 1 年以上常時雇用される新規雇用者があり、そのうち町内に住所を有する者が 30%以上であること</p>	①固定資産税奨励金 固定資産税相当額 100% (3 年間)
			②用地取得補助金 土地取得価格の 20% (上限 5,000 万円)
			③工場等建設補助金 投下固定資産総額(土地代除く) × 10% (上限額 5,000 万円)
			④雇用奨励金 1 人当たり 30 万円(※) ※操業開始に伴い雇用した新規雇用者のうち、町内に住所を有する者 (上限額 600 万円)

43482

熊本県

芦北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芦北町工場等設置奨励条例	H17.1	○税制上の優遇措置に該当しないもので、新增設の投下固定資産額が2,000万円以上、又は、常時雇用者10人以上	奨励金 ○固定資産税相当額 ※新設 1年目 100/100 2年目 80/100 3年目 60/100 ※増設 1年目 50/100 2年目 40/100 3年目 30/100
芦北町企業立地促進補助金	H19.4	○以下のすべての条件を満たす企業が対象 ①芦北町工場等設置奨励条例の指定工場 ②固定資産税の取得に要する費用が総額1億円以上 ③新規常用雇用者数が、当該工場等の操業開始時において10人以上 ④町と立地協定を締結	補助金 ①工場等建設補助金 投下固定資産総額の2%、限度額3,000万円 ②雇用奨励金 町内に住所を有する新規常用雇用者1人につき25万円、正規従業員以外の者については、1人につき12万5,000円、限度額1,000万円
芦北町サテライトオフィス等誘致事補助金	R1.9	○町有施設等にサテライトオフィス等を開設し操業する以下の要件に該当する事業者 ①本社従業員を1人以上配置又は新規雇用者を1人以上雇用 ②投下固定資産額、投下リース資産額の合計額が100万円以上 ③町と立地協定を締結	補助金 ○初年度 ①投下固定資産額及び投下リース資産額の1/3、上限額300万円 ②適用事業所指定決定から事業所開設までの期間の旅費、上限額20万円 ○2、3年目以降 以下の①～③の合計、上限200万円

		④国、県、町税の滞納が無い	①事業所の年間賃借額の1/2 ②専用通信回線(クラウド使用料含)の年間使用料の1/2 ③年間の新規雇用者1人につき15万円(町内在住の新規雇用者は1人につき10万円を加算)
--	--	---------------	--

43484

熊本県

津奈木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津奈木町企業立地 促進補助金交付要 綱	R2.4	以下の要件すべてに該当する事業者 ○新設の場合 投下固定資産額が 5,000 万円以上かつ新規雇用者が5 人以上の工場等であること。 ○増設の場合 投下固定資産額が 3,000 万円以上かつ新規雇用者が3 人以上の工場等であること。 ○工場等の設置及び事業の実施にあ たり、公害を発生するおそれのないも の又は公害発生の防止に必要な措 置を講じてあり、公害防止に関する 法令その他関係法令に違反しないこ と。	補助金 ○土地取得補助金 【町有地】 取得価格に100分の10を乗じた額 ※限度額 3,000 万円 【町有地以外】 取得価格の100分の5を乗じた額 ※限度額 1,000 万円 ○設備投資補助金 投下固定資産税額に100分の10を乗じて得 た額 ※限度額 1,000 万円 ○雇用奨励補助金 町内に住所を有する新規雇用者1人につき10 万円 ※限度額 500 万円

43501

熊本県

錦町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、錦町工場等設置奨励条例において指定工場等として指定された施設等 施設の減価償却資産及び土地の取得価格合計が1億円以上 ※農林漁業及びその関連業種については5000万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
工場等設置奨励条例	H1.3	○新設 投下固定資産額 3,000 万円以上、新規雇用者数5人以上 ○増設 投下固定資産額 1,000 万円以上、新規雇用者数3人以上	奨励金 ○固定資産税相当額
企業立地促進補助金	R4.4	①以下のいずれかに該当すること ○工場等新設の場合 投下固定資産評価額 3,000 万円以上、新規雇用者数5人以上 ○工場等増設の場合 投下固定資産評価額 1,000 万円以上、新規雇用者数3人以上 ○事務所等開設の場合 新規雇用者数3人以上 ②必要な公害防止対策がとられていること ③町税等の滞納がないこと	補助金 ① 用地取得補助金 新たに取得した土地のうち、取得後3年以内に建設工事に着手したものに付き、取得価格の100分の50、上限1,000万円 ②施設設備補助金 事業の用に供すると認める施設等の整備に要した経費の100分の50、上限2,000万円 ③雇用促進補助金

			新規雇用者のうち、町内に住所を有する者 1 人あたり 20 万円、上限 500 万円
--	--	--	--

43505

熊本県

多良木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、多良木町工場等設置奨励条例において指定工場等として指定された施設等</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、多良木町工場等設置奨励条例において指定工場として指定された施設等</p>	—	課税免除	固定資産税	課税しない措置がとられた最初の年度以降3箇年度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多良木町企業立地促進補助金	R5.11 制定	<p>適用工場等として指定された工場(指定条件)</p> <p>○投下固定資産額(土地を除く)及び投下リース資産額の合計が2,000万円以上</p> <p>○新規雇用者5人以上(増設3人以上)</p> <p>○用地取得(賃借含む)面積2,000㎡以上</p> <p>○公害発生に関する法令等に違反しない</p>	<p>企業立地促進補助金</p> <p>①用地取得費補助金 用地取得額×50% 取得後3年以内着工 限度額1,000万円</p> <p>②施設整備費補助金 投下固定資産総額×50% 限度額2,000万円</p> <p>③施設賃借費補助金 操業開始後1年分の賃借料(敷金、権利金等除く)×50% 限度額1,000万円</p> <p>①②に該当する場合に③は交付しない</p>

			<p>雇用奨励金</p> <p>○新規雇用者数(町内居住者のみ)×20万円</p> <p>○限度額 500 万円</p> <p>操業開始の 1 年前から操業開始の 1 年後までの2年間に雇用した新規地元雇用者(町内居住者)に限る。</p> <p>パートやアルバイトは正社員と同等の雇用契約(雇用保険)であれば対象。派遣社員は対象外。</p>
<p>多良木町中 小企業振興 補助金</p>	<p>S63.6 H23.12 H28.6 改正</p>	<p>○常時雇用者 3名以上</p> <p>○用地取得費を除く事業費 300 万円以上</p> <p>○風俗営業及び風俗関連営業以外の業種</p> <p>○町県民税について特別徴収事業所であること</p> <p>○補助対象事業</p> <p>①工場・店舗等の敷地造成及び構築物の設置 (ただし、用地取得費および事務所ならびに住居兼用の場合の住居部分は除く)</p> <p>②高度化設備等(ただし、機械、車両設備の単なる更新設置は除く)</p>	<p>○補助率 事業費の 15%以内</p> <p>・ただし、対象事業費に国・県等の補助がある場合は、自己負担額の 15%以内</p> <p>○限度額 450 万円 (中小企業者等の正規雇用者)</p> <p>・20 人以上 50 人未満 900 万円</p> <p>・50 人以上 1,350 万円</p>

43506

熊本県

湯前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の基づき、湯前町工場等設置奨励条例において指定工場等として指定された施設等</p> <p>施設の減価償却資産及び土地の取得価格合計が1億円以上</p> <p>※農林漁業及びその関連業種については5000万円以上</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間
<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、湯前町工場等設置奨励条例において指定工場として指定された償却設備</p> <p>(製造業または旅館業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以上 2000万円 ・資本金5000万円～1億円 1000万円 ・上記以外 500万円 <p>(情報サービス業又は農林水産物販売業)</p> <p>500万円</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間

43507

熊本県

水上村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の基づき、水上村工場等設置奨励条例において指定工場等として指定された施設等 施設の減価償却資産及び土地の取得価格合計が1億円以上 ※農林漁業及びその関連業種については5000万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、水上村工場等設置奨励条例において指定工場として指定された償却設備 (製造業または旅館業) ・資本金1億円以上 2000万円 ・資本金5000万円～1億円 1000万円 ・上記以外 500万円 (情報サービス業又は農林水産物販売業) 500万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
水上村サテライトオフィス等進出支援事業費補助金交付要綱	R4.12	<ul style="list-style-type: none"> ・村外から村内にサテライトオフィス(本社及び事業所)を開設すること ・村と進出協定を締結し、かつ進出協定から3年以内(進出企業が建物の新設を行う場合は、5年以内)に操業を開始すること ・新規雇用者数1名以上(1年以上引き続き常時雇用される者) 	①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に1/2を乗じて得た額(操業から1年間/上限300万円) ②事業所の月の賃借額について操業から1年間は全額、2～5年目は1/2を乗じて得た額 ③事業の用に供する専用通信回線使用料合計額について、1年間は全額、2～5年目は1/2を乗じて得た額

			<p>④年間の新規雇用者のうち正社員に50万円、非正規社員数に25万円を乗じて得た額(操業から5年間)</p> <p>⑤村外雇用者の住宅確保を目的とした村内における空き家改修、社宅新築費用の合計額に1/2を乗じて得た額(上限500万円、操業から5年間)</p> <p>⑥適用事業所指定に向けた用務及び操業に向けた用務として要、進出協定締結から操業前日までの交通費合計額</p>
水上村企(起)業誘致促進条例	R6.7	<ul style="list-style-type: none"> ・村の指定事業者として指定を受けること ・新規雇用者数1名以上(1年以上引き続いて常時雇用される者) 	<p>①取得した土地、家屋の固定資産税額相当額の1/2</p> <p>②新規雇用者数に50万円を乗じた額 ※1年分の上限額は250万円</p> <p>③事業所賃借料の1/2 ※上限額は2,000万円。ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から5年間で500万円が限度</p> <p>④用地造成工事費の1/2 ※上限額は2,000万円</p> <p>⑤事象所建築費の1/2</p> <p>⑥機械設備費の1/2 ※⑤⑥の上限額は5,000万円</p> <p>⑦社宅等整備費の1/2 ※事業開始の日から5年間で500万円が限度</p> <p>※上記にかかわらず、③～⑥の合計額の限度額は5,000万円</p>

43510

熊本県

相良村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	—	課税免除	固定資産税	3年間

43511

熊本県

五木村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新設	1,000	3	課税減免 初年度 100/100 2年度 100/100 3年度 100/100 4年度 50/100 5年度 50/100	固定資産税	5年間
増設	500	—	課税減免 初年度 50/100 2年度 50/100 3年度 50/100	固定資産税	3年間
産業振興施策促進区域内において、 取得した日の翌日から起算して1年 以内に当該土地を敷地として当該家 屋の建設の着手があった土地に限る		—	課税減免 新設:第1年度:90/100 第2年度:50/100 第3年度:25/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五木村商工振興 補助金交付要綱	H22.11 R5.4 改正	(補助対象事業) 1. 業務改善事業 2. 効率化支援事業 3. 新規業種事業導入事業 4. 施設整備支援事業 (条件) ・五木村商工会員及び加入予定者、その 他村長が認めた者 ・商工会と協議のうえ、KPI を明記した経営 支援プログラムを計画承認申請書に添付 すること ・小規模事業者とは小規模事業者支援法 に基づく事業者とする	(補助対象経費) ・業務の改善・効率化に係る費用 ・新たな業種を導入するための費用 ・その他、村長が必要と認めるもの

<p>次世代を担う事業者支援補助金 交付要綱</p>	<p>R5.4.1</p>	<p>(補助対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を継続するために必要な事業 2. 後継者対策に必要な事業 3. 新たな取り組みに必要な事業 4. その他、村長が必要と認めた事業(条件) <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う事業を対象としており、概ね 50 歳までの事業者及び後継者が属する事業所とする。 ・対象者は五木村商工会員とする。 ・すでに 2 年以上年間を通して村内で事業を営んでいる者が今後も事業を継続すること。 ・当事業の補助金は当事業者に対して 1 回の交付とし、すでに交付を受けた事業者は対象としない。 ・商工会と協議の上、KPI を明記した経営支援プログラムの計画承認申請への添付。 ・交付申請時の確約書を厳守すること。 	<p>(補助対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の設置・改修等に要する経費 ・専門的機材の導入、改修等に要する経費 ・今回実施する事業に必要な技能習得に要する経費 ・その他、村長が必要と認めた経費 <hr/> <p>(補助率・限度額)</p> <p>補助率：2/3 以内(予算の範囲内)</p> <p>限度額：1,000 万円</p>
--------------------------------	---------------	---	--

43512

熊本県

山江村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 2,000	5	1～3年目 100% 4・5年目 50%	固定資産税	5年間
増設 2,000	3	1～3年目 50%	固定資産税	3年間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置するもの		課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イに規定する特別償却設備を設置するもの				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山江村企業立地促進条例	H21.12	新增設 ○投下固定資産 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 新設 5人以上 増設 3人以上	工場等建設補助金
			①村有地取得 取得額の30%(限度額5千万円) ②村有地以外の取得 取得額の10%(限度額1千万円)
			雇用奨励金 ○1人当たり20万円(村有地取得時上限2千万円、村有地以外取得上限1千万円)

43513

熊本県

球磨村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 1,000	3人以上	課税免除	固定資産税	5年間
増設 500	—			3年間

43514

熊本県

あさぎり町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法における地域経済牽引事業計画を熊本県知事へ提出し、承認を受けた事業であり、あさぎり町工場設置奨励条例において指定工場等として指定された施設等 2000 万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、あさぎり町工場設置奨励条例において指定工場として指定された償却設備 (製造業または旅館業) ・資本金 1 億円以上 2000 万円 ・資本金 5000 万円～1 億円 1000 万円 ・上記以外 500 万円 (情報サービス業又は農林水産物販売業) 500 万円	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
あさぎり町産業用地企業振興補助実施要綱	H30.6	○交付対象企業 ・あさぎり町産業用地を購入した者 ・新設又は増設する工場等の固定資産投資額が 2,000 万円以上あること ・産業用地申込書にある要員計画を満たすこと ・新設又は増設する工場等の公害の防止に関し、必要な対策がとられていること	○補助金 ・補助対象経費に 50% 乗じた額で、これに係る他の補助金がある場合はその額を控除し、上限は 2,000 万円とする ・1 事業所あたり年度ごとの申請は 1 回まで ・過去に本補助を受けたものの合計額も上限を 2,000 万円とする

43531

熊本県

苓北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新設	1,000	新規雇用	3	課税免除	固定資産税	3年間
増設	500	新規雇用	1			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
苓北町中小企業振興資金利子補給条例	H3.3	○町内に住所を有する中小企業者	利子補給 ○対象額に対し借入年利率2%以内 ・施設整備資金(3年間) 融資平均残高 1,000 万円を限度 ・経営安定資金(1年間) 融資平均残高 500 万円を限度
苓北町企業誘致条例	H20.9	○操業開始時の投下固定資産総額が 5,000 万円以上かつ新規雇用者が 10 名以上の工場等	○工場等建設補助金 投下固定資産総額の5% (限度額 5,000 万円) ○用地取得補助金 土地取得価格の 30% (限度額 5,000 万円) ○雇用奨励金 1年以上継続雇用者1人につき 30 万円(限度額 300 万円)